

公立大学法人福知山公立大学試験規程

(目的)

第1条 この規程は学則第26条第1項に基づき、試験について必要な事項を定める。

(種類)

第2条 本学の試験は、定期試験、追試験、および再試験とする。

(試験の時期)

第3条 定期試験の日時は教授会において決定し、概ね10日以前に学生に公示する。

- 2 定期試験の実施方法、および評価方法については、各科目担当教員が学生に提示し、あるいは学生に公示する。
- 3 定められた定期試験の他、各科目担当教員は授業中適宜試験を行うことができる。
- 4 追試験、および再試験は必要に応じ、随時実施するものとする。
- 5 試験の実施に際して必要な事項は別に定める。

(受験資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は定期試験の受験が認められない。

- (1) 当該科目について所定の履修手続きをしていない者。
 - (2) 所定の学費が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。
 - (3) 受験すべき当該科目における出席回数が、各科目担当者の設ける基準を満たさない者。
 - (4) 身分証明書(学生証)を所持していない者。
 - (5) その他、科目担当者が受験を許可しない者。
- 2 前項第3号、および第5号における受験資格の有無は、当該科目担当教員の責任において認定されるものとする。

(試験の成績)

第5条 各科目の成績は各学期末の試験結果、平常の学習態度、受講中の試験成績、出席回数等を総合して認定される。

(追試験)

第6条 やむを得ない理由によって定期試験を欠席した者は、当該試験の終了後、当該試験日を含め1週間以内に、欠席届に必要な証明書類を添えて事務局に届け出るものとする。この場合において、学部長が欠席理由をやむを得ないものと認めたときに限り、当該科目の担当教員は速やかに追試験を実施するものとする。

- 2 本人の不注意等により受験できなかった場合は、追試験の受験は認められない。
- 3 単位の評価は学則第26条第2項を適用する。
- 4 受験が認められた追試験を受験しなかった場合は、理由の如何を問わず追試験の受験を再度願い出ることにはできない。

(再試験)

第7条 次の各号のすべてに該当する者が、再試験受験申請所定の期日までに書類等を添えて再試験受験願を提出した場合は、再試験の受験を許可し、再試験を行う場合がある。

- (1) 4年次生(最終学年)において履修した科目の評価が不合格となった者
- (2) 4年次生(最終学年)までに取得した単位と4年次生(最終学年)時に履修していた

科目の合計が 124 単位以上の者

- (3) 再試験を受験することにより、卒業に必要な単位が認定され、卒業が可能となる者
- (4) 再試験受験申請をし、許可された者
 - 2 再試験を許可された者は、所定の期日までに再試験受験願を提出し、併せて 1 科目につき 2,000 円の再試験料を納入しなければならない。
 - 3 再試験を受験することができる科目は、3 科目を上限とする。
 - 4 再試験を受験することができる科目は、別に掲示等をもって告知する。
 - 5 本人の不注意等により受験できなかった場合は、再試験の受験は認められない。
 - 6 再試験に合格した者の単位の評価は学則第 26 条第 2 項を適用する。ただし各科目は 100 点満点法による採点を 80 点満点法に換算し最終評価とする。
 - 7 受験を認められた再試験を受験しなかった場合は、理由の如何を問わず再試験の受験を再度願い出ることはできない。
 - 8 再試験実施時期は、学年末とする。

(不正行為)

第 8 条 試験における不正行為に関する事項については別に定める。

(その他)

第 9 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条に規定する再試験については、平成 28 年 3 月 31 日に成美大学に在籍し、平成 28 年 4 月 1 日以降も引き続き本学に在籍する者にのみ適用する。